

昭和三十七年一月二十五日提出
質 問 第 二 三 号

大分県杵築市内三社のタクシー営業免許申請却下に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和三十七年一月二十五日

提 出 者 小 松 幹

衆 議 院 議 長 清 瀬 一 郎 殿

大分県杵築市内三社のタクシー営業免許申請却下に関する質問主意書

一 大分県杵築市は、人口三万の地方小都市ながら近郷一帯の経済の中心地であり、営業用タクシーの需要は日増しに増加している実情である。

現在、杵築・国東合同タクシー会社一社の独占経営にて市民は足の不足を痛感し、他営業タクシーの設立を望んでいる状態である。

二 昨三十六年四月杵築市内堀内数男他が杵築タクシー会社の設立をし、タクシー営業免許の申請を福岡陸運局にした後、引き続き他二社の免許申請が提出された。

三 しかるに、その後九月を経過して、本年一月これらは皆却下の通知を得た。

このタクシー営業免許申請却下の事実の上に立つて左の質問をする。

1 杵築市内のタクシー営業を一社のみの独占にまかせるべきか、いかん。

2 世論に公表される却下の事由を明示されたい。

3 申請以来九月を経過した事由。

4 許可制と認可制の相違を、事実をもつて解明されたい。

5 今後の処置いかん。

右質問する。